

様式第6号（第17条）

会議録

会議の名称		2025年第8回春日都市農業委員会総会					
開催日時		令和7年8月25日(月)		開会	午前10時00分		
				閉会	午前10時55分		
開催場所		春日都市役所本庁舎2階 201~203会議室					
議長氏名		議長 市川 大倫					
出席者	農業委員	(出席人数:19人)					
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實		
		2	飯島 優子	11	新井 久義		
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫		
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂		
		5	中山 雅博	14	森本 恒平		
		6	岡本 勉	15	森住 武雄		
		7	石山 法男	16	萩原 勝		
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子		
		9	水口 健二	18	石塚 郁志		
		(欠席人数:なし)					
事務局	農業委員会事務局	(出席人数:4人)					
		農業委員会事務局次長 溝口 通明		農地振興担当主幹 三浦 邦明			
		農地振興担当主査 西 真輝		農地振興担当主任 金子 昌行			
議事参与	農業振興課長 浜村 三博	(出席人数:2人)					
		農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会):公開 日程2 農地法第4条(知事):公開 日程3 農地法第5条(知事):公開 日程4 租税特別措置法適格者証明:公開 日程5 農用地利用集積等促進計画(案)					

	に関する意見について：公開 日程 6 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する 意見聴取について：公開 日程 7 生産緑地地区の取得斡旋について：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>石川 勝也</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>水口 健二</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>岡田 實</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	8	石川 勝也	9	水口 健二	10	岡田 實
議席番号	委員氏名								
8	石川 勝也								
9	水口 健二								
10	岡田 實								

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ただ今から2025年第8回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。</p>
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	<p>本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2025年第8回農業委員会総会 議案書の訂正について (2) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (3) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (4) 生産緑地地区の取得斡旋について (5) 第50回農業祭への参加について (6) 農業委員会視察研修について <p>の6項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>
議長	ありがとうございました。
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案4件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案2件</p> <p>日程5 議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」1議案1件</p> <p>日程6 議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」1議案1件</p> <p>日程7 議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」1議案1件</p> <p>合計7議案となります。</p>
議長	次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号8番石川勝也委員、9番水口健二委員、10番岡田實委員を指名いたします。

議長	議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	<p>次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。</p>
議長	それでは議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号33番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）」について許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>申請番号33番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは小麦を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号33番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の石井です。申請番号33番について報告します。令和7年8月7日午前9時より、水口農業委員、岡田農業委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。また、申請人は第2地区にも農地を所有しておりますが、それらについては担当地区委員が問題無し、として確認済みです。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番岡田實委員より

	申請番号33番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号10番岡田實です。申請番号33番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号33番を事前審査委員の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
議長	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号33番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定いたしました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。申請番号10番、11番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条（知事）」について許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号10番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和44年5月3日、国土地理院撮影の航空写真では、申請農地は宅地の一部であることが確認できます。農用地でないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されており、現在代理人に提出を求めているところです。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号11番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の設置です。近隣の運送業者が本社敷地内の既存駐車場に倉庫を増設するため、今

	まで駐車していた社有貨物車及び社員用駐車場が必要になり、運送業者から所有農地を駐車場として貸してほしい、と依頼があったことから、貸駐車場として使用するため、転用申請したものです。駐車場には乗用車22台、貨物車25台を駐車する計画です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上そのため、農地法第4条第4項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求める。
議長	次に、申請番号10番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求める。
推進委員	第1地区推進委員の中村勝利です。申請番号10番について報告いたします。令和7年8月12日に飯島農業委員、事務局職員1名及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地は以前から住宅敷地として使用されていることが確認できました。しかしながら保有農地の一部に砂利が敷かれ、駐車場として利用されていることを確認しました。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号11番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求める。
推進委員	第3地区推進委員の石井です。申請番号11番について報告いたします。令和7年8月7日に、水口農業委員、岡田農業委員及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番岡田實委員より申請番号10番、11番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号10番の岡田實です。はじめに申請番号10番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及

び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題が無かったものの、保有農地の一部は砂利が敷かれ、駐車場として利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、問題あり、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、申請地は住宅敷地として利用されていることが確認できたものの、問題ありと報告のあった保有農地については、駐車場として利用され、不適切な状況であることを確認しました。事務局が代理人に確認を取ったところ「申請人は改善の意思を示しているが、総会までに農地に復することは難しい」との回答だった、とのことです。このように、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号11番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら、該当する土地改良区の意見書の添付がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、土地改良区の意見についてきちんと確認することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号10番について事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。次に、申請番号11番について事前審査委員より「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号10番、次に申請番号11番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号10番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号10番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号11番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号11番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし意見書に条件を付して」県知事に送付いたします。また、申請番号11番については農地法第4条第4項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程3、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号39番から42番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書3頁をご覧ください。議案第3号「農地法第5条（知事）について」許可申請が4件ありましたので、審議を求める はじめに、申請番号39番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。 次に、申請番号40番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は建売住宅の建築です。春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例で定める「市街化を促進するおそれがない等と認められる開発行為」で「既存住宅団地」に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。

す。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号41番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、家庭菜園の場として使用するため、農地改良を行い、畑とする計画とのことです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うことです。案内図は11頁、詳細図は12頁から14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後はジャガイモ等を作付ける計画です。工事期間は許可日から9か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号42番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産業を営んでおり、転用計画は物流倉庫の建設です。近年の宅配需要の高まりに伴い、拠点となる物流倉庫の需要も増大しており、より効率的な物流体制の構築を図るため、物流倉庫の建設を計画したものです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留槽に集水後、水路に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上そのため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

議長

次に、申請番号41番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求める。

推進委員

第4地区推進委員の金子正之です。申請番号41番について報告いたします。令和7年8月6日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、上原推進委員、齋藤推進委員、横井推進委員及び私の8名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定めら

	れた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番池上茂委員より申請番号39番から42番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>議席番号13番池上茂です。はじめに、申請番号39番、40番、42番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号41番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p>
議長	これより質疑を求める。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号39番から42番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号39番から42番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当」と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号42番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号19番、20番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書5頁をご覧ください。議案第4号「租税特別措置法適格者証明」に

について申請が2件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。

はじめに、議案書5頁、申請番号19番。詳細は議案書のとおり。案内図は17頁から18頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者の子が経営主で年間従事日数は300日です。

次に、議案書6頁、申請番号20番。詳細は議案書のとおり。案内図は19頁から20頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。

議長

次に、申請番号19番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の野村です。申請番号19番について報告いたします。令和7年8月12日に中山農業委員、森本農業委員、事務局職員1名及び私の4名で申請地の現地調査を行いました。申請者は果樹栽培農家で、申請地は果樹園や水稻作付け地として全て農地として適正な利用が確保されていることを確認しました。よって、証明することに問題なし、として報告いたします

議長

次に、申請番号20番について、担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。

推進委員

第3地区推進委員の中井訓です。申請番号20番について報告いたします。令和7年8月7日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番加藤富夫委員より申請番号19番、20番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>議席番号12番加藤富夫です。申請番号19番、20番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号19番、20番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号19番、20番を、事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程5、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7頁をご覧ください。議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。7月25日に農業委員に説明し、8月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書8頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いたします。</p>
議長	<p>本案のうち、計画申請番号2番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号1番と別々に審議いたします。はじめに、計画申請番号2番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号4番山崎勇喜委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p>

	(山崎委員、退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号2番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。
議長	起立全員です。よって、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号2番については原案のとおり決定することと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。
	(山崎委員、入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号1番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号1番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「農用地利用集積等促進計（案）に関する意見について」計画申請番号1番については原案のとおり決定することと決しました。先程決定した計画申請番号2番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	この際、暫時休憩いたします。
	(休憩)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、日程6、議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局	<p>議案書11頁をご覧ください。議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」ご説明いたします。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められたので審議を求めるものです。7月25日に農業委員に説明し、8月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。しかし事務局が行った書類審査及び現地調査により、2つの案件について意見を付す必要がある、と考えております。議案書の12頁をご覧ください。回答案についてご説明いたします。(1) 農用地区域からの除外の申出について、のうち議案書18頁及び19頁にあります「案件2」、及び議案書22頁及び23頁にあります「案件4」については議案書12頁のとおり考えたものでございます。その他の「案件1」、「案件3」については特にありません。以上の意見を付して、議案書12頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願ひいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。</p>
議長	<p>次に、日程7、議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の24頁をご覧ください。議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」斡旋依頼が1件あったので、審議を求める。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和7年6</p>

	月27日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書25頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に 日程8 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程9 報告第2号「農地法第4条（届出）」 日程10 報告第3号「農地法第5条（届出）」 日程11 報告第4号「農地法第18条（通知）」 日程12 報告第5号「違反転用事案報告について」 につきましては、議案書の28頁から33頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2025年第8回総会を閉会いたします。
	閉会（午前10時55分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長

農業委員 8番

農業委員 9番

農業委員 10番